

平成30年4月

嵐山町開発許可申請の手引き (申請等準備)



嵐山町マスコットキャラクターむさし嵐丸

嵐 山 町

1. 開発行為等の計画に先立ち

開発行為等を行う場合、関係各法令等を遵守していただくことはもちろん、開発行為等が無事に施工され、安心安全な快適なまちづくりがなされるよう、あらかじめ開発許可申請等に先立ち関係部署と協議してください。

またそこに住まわれる住民の方の視点をもって以下の点等に十分配慮して計画を作成してください。

- 公共施設の設計及び関係法令等について事前に調査を行い関係各部署とあらかじめ十分な協議をしてください。
- 社会福祉施設等、前提条件として他の法令の許認可等が必要な建築物を建築しようとする場合は、各所管官公署等と十分な事前協議・手続き等を行ってください。
- 円滑な工事施工のため、あらかじめ近隣住民の方々に適切な情報提供を行い、理解を得られるように努めてください。
- 隣地の境界については、後々紛争を招かないように、相隣関係において確認を行い境界杭等で明確にしてください。
- 開発行為等が違法駐車誘引となったり、周辺に交通渋滞を引き起こしたりしないよう、敷地内に適正な駐車場の確保を行ってください。

2. 開発行為等に関する法令等の規定について

① 都市計画法第 32 条の規定による同意・協議

ア 都市計画法第 32 条第 1 項による公共施設管理者の同意

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議しその同意を得なければなりません。開発許可申請に先立って各公共施設の管理者と協議を行い、あらかじめ都市計画法第 32 条の規定による同意書の交付を受け、開発許可申請書に同意書を添付してください。

イ 都市計画法第 32 条第 2 項による公共施設管理者との協議

開発行為により新たな公共施設の整備を行う場合は、都市計画法第 32 条第 2 項の規定により、あらかじめ公共施設設置後の施設管理、帰属等について町の関係部署と協議をしていただく必要があります。

新たに設置する公共施設の設計・構造等十分に協議をしていただき開発行為完了後の施設の管理・帰属についても取り決めをしておいてください。

また、公共施設の完成後の町への引渡し及び登記の手続きについても各担当部署と協議をしておいてください。

協議終了後、公共施設等に関する管理・帰属に関する事項について各担当課との協議の結果をとりまとめて公共施設に関する図面等を添付した「公共施設の管理に関する協議報告書」を作成し、開発許可申請書に添付して提出してください。

【 各公共施設整備等に関する留意点 】

- ・各施設の設計・構造等については、都市計画法第 33 条の開発の技術基準及び道路構造令等の各法令等の基準に適合していること。
- ・町へ帰属を行う場合は寄付採納基準等に適合していること。
- ・公共施設の整備計画が定められている場合は当該計画に適合していること。
- ・その他施設の安全・衛生等に配慮し公共施設管理者と十分に協議を行うこと。

※法第 32 条同意または協議が必要となる可能性のある主な公共施設とその管理者等の一覧（都市計画法第 4 条 14 項、政令第 1 条の 2 に基づく公共施設。）

公共施設名	所管部署	場所	協議事項	チェック
道路 (町道)	まちづくり整備課	役場庁舎 1 階	<ul style="list-style-type: none"> ・開発道路の帰属に関する事 ・車輛の出入り及び道路側溝への浄化槽処理水放流に関する事。 	
道路 (国、県道)	東松山県土整備事務所	東松山市六軒町 5-1	<ul style="list-style-type: none"> ・車輛の出入り及び道路側溝への浄化槽処理水放流に関する事。 	
道路 (位置指定道等)	まちづくり整備課	役場庁舎 1 階	<ul style="list-style-type: none"> ・車輛の出入り及び道路側溝への浄化槽処理水放流に関する事。 	
水路 (調整区域)	農政課	役場庁舎 1 階	<ul style="list-style-type: none"> ・車輛の出入り及び水路への浄化槽処理水放流に関する事。 	
水路 (市街化区域)	上下水道課	役場庁舎 3 階	<ul style="list-style-type: none"> ・車輛の出入り。 ・排水放流（雨水は原則宅内処理、汚水は下水道） 	
下水道	上下水道課	役場庁舎 3 階	汚水、雑排水の処理に関する事 (公共下水道管への接続)	
公園・広場	まちづくり整備課	役場庁舎 1 階	帰属に関する事。	
緑地	環境課	役場庁舎 1 階	緑化に関する事。	
消防の用に供する 貯水施設	地域支援課	役場庁舎 2 階	消防水利に関する事。	
	比企広域消防本部	東松山市大字上野本 1300-1		

② その他の開発行為等に関連すると思われる行政的注意事項等

開発許可申請等を行う場合、以上のような点に注意して準備を進めていただくと同時に、事業者の責任において、当該開発行為等に関連すると推測される各法令や行政的な注意事項等について漏れや違反等の無いように事前に調査を行い関係各部署とあらかじめ十分な協議をしておいてください。

なお、一般的な開発行為等に関連すると思われる協議事項等について、町が所掌する事務に関する主な協議事項と所管部署等及び他の機関の所掌事務のうちの主な所管部署等を以下に掲載します。

所管部署	場所	協議事項	主な関係法令等	チェック
まちづくり整備課	役場庁舎 1 階	開発行為等に関する事 (立地及び技術基準等)	都市計画法等、町条例	
		建築行為等に関する事	建築基準法	
		用途地域、地区計画に関する事		
		雨水処理に関する事	雨水流出抑制施設設置基準	
		景観に関する事	景観法	
		都市計画道路等(都市計画全般)に関する事		
		土地区画整理事業区域内の行為に関する事。	土地区画整理法等	
		道路に関する事	道路法等	
		交通安全対策に関する事		
上下水道課	役場庁舎 3 階	上水道施設等に関する事		
		汚水、雑排水の処理に関する事 (合併浄化槽の設置等)	浄化槽法	
		下水道に関する事	町条例、下水道法	
		水路に関する事(市街化区域)		
地域支援課	役場庁舎 2 階	集会所施設等、自治会等に関する事		
		防災対策に関する事		
環境課	役場庁舎 1 階	ごみ処理に関する事		
		緑化に関する事	嵐山町の緑を豊かにする条例	
		土砂の排出、堆積、公害防止、環境保全に関する事		
農政課	役場庁舎 1 階	農振農用地に関する事	農振法	
		樹木の伐採に関する事	森林法	
		水路に関する事(調整区域)		
		土地改良区、水利組合に関する事		

農業委員会	役場庁舎 1 階	農地転用等に関する事	農地法	
文化スポーツ課	役場庁舎 1 階	文化財に関する事	文化財保護法	
教育総務課	役場庁舎 1 階	通学路等に関する事		
		教育施設に関する事		
長寿生きがい課	役場庁舎 1 階	地域密着型介護施設に関する事	介護保険法、社会福祉法 老人福祉法	
東松山県土整備事務所	東松山市六軒町 5-1	国、県道の管理に関する事		
		土砂災害警戒区域、特別警戒区域等に関する事	土砂災害防止法、砂防法 急傾斜地法等	
川越建築安全センター東松山駐在	東松山市六軒町 5-1	建築物の建築に関する事等 (注※)	建築基準法、埼玉県中高層建築物 指導要綱等	
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1	公害防止、環境保全に関する事	水質汚濁防止法、浄化槽法、埼玉 県生活環境保全条例、盛土条例等	
		緑化計画の届出に関する事	ふるさと埼玉の緑を守り育てる 条例	
県河川砂防課	埼玉県庁	雨水処理（調整池）に関する事 (1ha 以上の場合)	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等 に関する条例	
県土地水政策課	埼玉県庁	国土利用計画法の届出に関する事 (届出窓口：町まちづくり整備課)	国土利用計画法	
西部福祉事務所	坂戸市石井 2327-1	特別擁護老人ホーム、介護老人保健施設 等に関する事。(地域密着型介護施設 を除く)	介護保険法、社会福祉法、 老人福祉法	
		障害者施設に関する事	介護保険法、社会福祉法 児童福祉法	
比企広域消防本部	東松山市大字上 野本 1300-1	中高層建築物等の建築に関する事	比企広域市町村圏組合中高層建 築物等の建築に関する基準要綱	
小川警察署	小川町大字小川 344 番地	交通安全に関する事(交差点の周辺 等)		

注※ 建築物の規模等により川越建築安全センター（川越市新宿町-17-17）
となる場合があります。事前に電話での問い合わせをお勧めします。

この表は代表的事項のみを抽出して掲載しております。
個別法による許認可が必要な場合等、この表に記載の無い事項についても事業者の責任において十分な事前調査・調整を行ってください。